

株式店頭市場改革の概要

日本証券業協会

1. JASDAQ市場運営の基本的考え方

- ① 協会は、JASDAQ市場をできるだけ中堅・中小・ベンチャー企業が利用し易い（新規公開がやり易い）市場とする努力を続けてきている。
- ② 証券取引法に基づく組織的な市場として、i) ディスクロージャー（投資家への投資情報の提供）、ii) 流動性の確保（価格が付かない、売りたい時に売れないといった問題への対処）、iii) 不公正取引の防止について留意してきている。
- ③ 今後とも中堅・中小・ベンチャー企業の利用し易い資金調達の間として市場改革を推進する。

【登録基準等】

項 目	第1号基準	第2号基準
1. 登録基準		
(1) 対象企業	—	設立経過年数（主たる事業歴）が10年以下又は事業の企業化に要する費用の売上高に対する比率が3%以上
(2) 株主数	登録日における発行済株式数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000万株未満の場合 300人以上 ・ 1,000万株以上 2,000万株未満の場合 400人以上 ・ 2,000万株以上の場合 500人以上 （注）発行済株式数は問わない。	
(3) 利益の額	直前事業年度における当期純利益の額が連結・単体ともに正	（問わない）
(4) 純資産の額	直前事業年度末において連結・単体ともに2億円以上	（問わない）
(5) 時価総額	（問わない）	登録日において5億円以上

2. 開示	<p>「登録申請のための有価証券報告書」に次の事項を記載すること。</p> <p>①事業の概況等に関する特別記載事項その他投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</p> <p>②登録前の第三者割当増資及び特別利害関係者等の株式移動の状況</p> <p>上記①及び②のほか、株式会社として設立された後の経過年数若しくは主たる事業の営業活動年数が10か年以下又は事業の企業化に要する費用の売上高に対する比率が3%以上である会社にあつては、</p> <p>③技術等（技術、アイデア、コンセプト等）の内容、企業の推進者技術等への取組状況、当該技術等にかかる事業の研究開発活動及び当該事業の将来の見通しの状況</p>
	<p>四半期における事業の進捗状況を報告しなければならない。</p>
	<p>不適當な開示に係る取消基準を新設</p>
3. 株式の公開	<p>公募増資又は売出しにより株式の公開を行わなければならない。</p>
	<p>公開株式数 50万株以上</p>
	<p>ただし、登録日における浮動株比率 30%以上が見込まれる場合は、公募増資又は売出しは任意</p>

2. 「市場改革の行動計画」(11年8月発表)の具体的な実施時期等について

株式店頭市場（JASDAQ 市場）の改革

項 目	具 体 策	時 期
(1) 登録基準の弾力的な見直し 複数の登録基準を選択できる制度	現在の登録基準を企業の特徴を活かしつつ適応していくことができるように現在の登録基準を改める。	具体案の検討に着手しており、本年中に適用予定
(2) 登録準備期間の短縮化	標準的な登録日程を明示することとし、今後その周知に努める。(5頁を参照) (JASDAQ市場では会社設立から30年経たないと公開できないという誤解があるので、広くPRを行う。)	10月中に実施
(3) 登録確認審査期間の短縮化	確認審査の弾力化、合理化等を図り、申請から登録承認までの期間を1か月半に短縮する。	現在手続き中の案件を処理した後、直ちに実施予定(10月21日以降申請銘柄から適用可能、12年1月申請銘柄から完全に移行)
(4) グリーンシート市場の活性化 ① 流通の促進による店頭登録市場の「裾野」の拡大 ② グリーンシート市場の気配公表制度の充実	インターネットを利用した気配公表システムを年内に稼働予定 従来の気配提示を月2回から週1回以上とするなど、気配公表制度の充実を早急に図る。	本年中に実施 本年中に実施

項 目	具 体 策	時 期
③ (株)ジャスダック・サービスにおける受渡し決済の実施	(株)ジャスダック・サービスにおける受渡し決済の実施について検討を行い、2000年中の稼働を目指す。	本年中に結論
(5) JASDAQシステム更新のスピードアップ	JASDAQシステムの全面的なリニューアルについて、2000年中の完成を目指すべく最大限のスピードアップを図る。	2000年中の稼働を目指す
<p>(6) マーケットメイク制度の改革</p> <p>① マーケットメイク銘柄の売買執行システムの早期稼働</p> <p>② 流動性向上等のためのマーケットメイカー数の増加</p>	<p>マーケットメイク銘柄の売買執行システムに関しては、可能な限り早期に稼働することを計画しており、既に新システムの説明会なども実施済みである。</p> <p>マーケットメイカー数を増加させるために、制度に対する理解を発行会社、機関投資家及び証券会社に求める。</p> <p>手数料が自由化されたことを受け、証券会社各社にマーケットメイカーとして参加してもらうよう、個別に要請していく予定</p> <p>リーブオーダー制度(ブローカーが注文を出しても、マーケットメイカーの気配と合致しない場合は、当該注文がブローカーに戻ってしまっていたが、マーケットメイカーがこの注文を保有することにより、より迅速に約定を成立させることが可能となる制度)の導入</p>	<p>2000年3月の稼働を目指す</p> <p>直ちに着手</p> <p>10月1日施行済み</p>

項 目	具 体 策	時 期
(7) ディスクロージャーの充実 ① 四半期毎のディスクロージャー制度の導入 ② IR活動促進のための発行会社支援	四半期毎のディスクロージャー制度の導入について、ワーキンググループ等で議論を行い、早急に結論を出す。 登録会社のIR活動促進のための諸施策についても検討を開始している。	本年度中に結論を得る 可能なものから実施
(8) JASDAQ市場運営諮問会議の新設	発行会社、ベンチャーキャピタル、機関投資家など、現在広い範囲の関係者を対象に人選を進めており、11月中旬に初回会合を開催予定。	11月中に設置

※3 頁(2) 標準的な登録日程（株式公開方針を固めて具体的準備を開始した時期から登録までの期間）

A. 継続的に営業している会社の場合（通常の場合）

1. 監査契約締結時において内部牽制機能や月次決算制度が確立されている会社を登録する場合は、約1年5ヵ月

(注)「株式会社の監査等に関する商法等の特例に関する法律」第22条に規定する会社(資本の額が1億円以下の小会社)の場合は、決算取締役会から定時株主総会までの期間が5週間と短縮されるため、約1年4ヵ月

2. 監査契約時において内部牽制機能や月次決算制度が確立されていない会社は、整備に必要な期間が加わることになる。その整備に更に6ヵ月必要と仮定すると、約1年11ヵ月

B. 新規設立会社の場合

1. 店頭登録を前提に設立し、設立時から証券取引法に準ずる監査が実施され、内部牽制機能や月次決算制度が確立されている会社を登録する場合は、約1年4ヵ月

2. 小会社の場合は、決算取締役会から定時株主総会までの期間が5週間となるので、約1年3ヵ月

(参考) NASDAQ市場との比較

米国NASDAQ市場は、売買が非常に活発であるといわれているが、NASDAQ市場にはNational Market市場とSmall Cap市場とがある。そのうち、中小ベンチャー向けSmall Cap市場とJASDAQ市場の公開基準を比較すると、次表のとおりである。

	NASDAQ (Small Cap)	JASDAQ
純資産	400 万ドル (4 億 8 千万円) 又は	2 億円
時価総額	5000 万ドル (60 億円) 又は	—
利益	純利益 75 万ドル (9 千万円)	直前期において 連結単体ともに正
株主数	300 人	登録日において発行済株式数が 1000 万株未満の場合 : 300 人 1000 万株以上 200 万株未満 : 400 人 2000 万株以上 : 500 人